

# 外国人材の失踪を 防止 しましょう!



農業分野で活躍する特定技能外国人・技能実習生の人数は、令和6年12月の時点で、60,966人となっています。

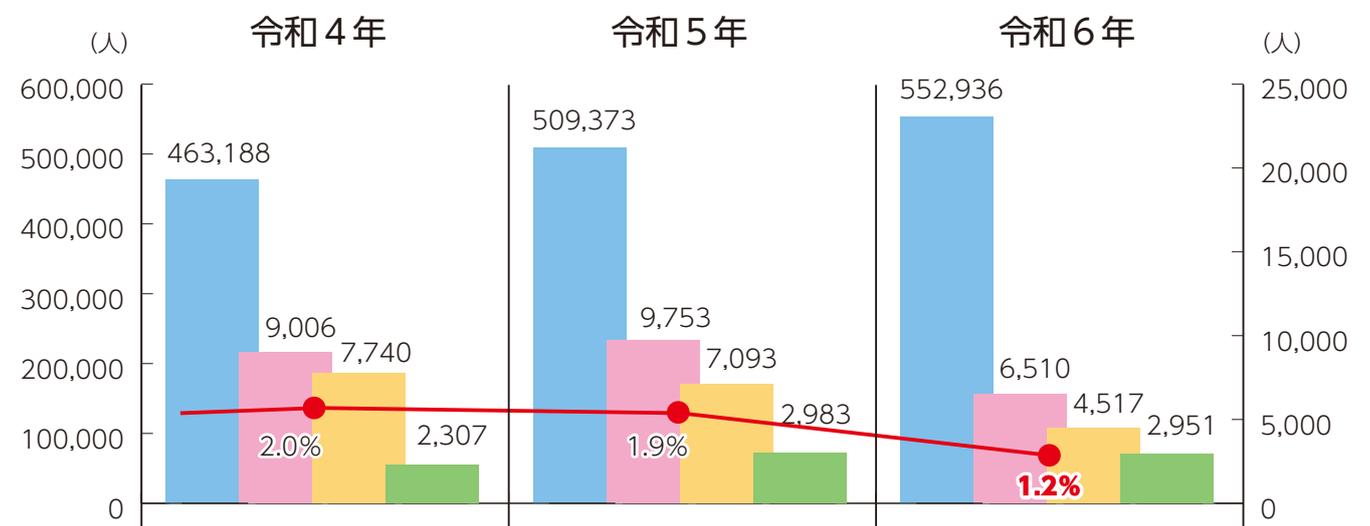
国内の人材不足がますます深刻化する中、外国人材に頼らざるを得ない状況は今後も続くものと思われます。

このような情勢のもと、失踪者を発生させることは、雇用主のダメージだけではなく、社会的にも悪影響を及ぼす懸念材料となります。

そのため、雇用主の責任の下、失踪防止に取り組みましょう！

# 1 技能実習生の失踪の推移

■ 技能実習生数      ■ 失踪者数      ● 失踪率  
■ 3月以内に所在確認できた者を除いた数      ■ 各年の失踪者のうち、令和7年5月14日時点で所在が不明の数



	令和4年の失踪者数		令和5年の失踪者数		令和6年の失踪者数	
	失踪者数	3月以内に所在確認できた者を除いた数	失踪者数	3月以内に所在確認できた者を除いた数	失踪者数	3月以内に所在確認できた者を除いた数
総計	9,006 (1.9%)	7,740	9,753 (1.9%)	7,093	6,510 (1.2%)	4,517
ベトナム	6,016 (2.4%)	5,488	5,481 (2.1%)	4,920	3,865 (1.5%)	3,361
ミャンマー	607 (2.6%)	35	1,765 (5.4%)	5	1,263 (3.1%)	56
インドネシア	367 (0.6%)	357	662 (0.8%)	611	520 (0.5%)	423
中国	922 (1.8%)	848	816 (1.9%)	703	335 (0.9%)	271
カンボジア	829 (5.6%)	773	694 (4.0%)	565	275 (1.5%)	210
フィリピン	70 (0.2%)	64	84 (0.2%)	69	70 (0.1%)	56
タイ	70 (0.6%)	67	38 (0.3%)	30	37 (0.2%)	30
バングラデシュ	5 (1.0%)	4	20 (1.6%)	20	35 (1.9%)	23
ウズベキスタン	26 (10.0%)	22	63 (15.4%)	59	31 (7.6%)	27
スリランカ	12 (0.9%)	10	30 (1.5%)	27	28 (1.0%)	24
その他	82 (1.3%)	72	100 (1.1%)	84	51 (0.5%)	36

- 令和6年の失踪者数は、6,510人で過去最高であった令和5年に比べ3,243人減少しました。
- 失踪率は1.2%で、前年から0.7%低下しました。
- 国籍別では、ベトナムの失踪者数が一番多いですが、失踪率では、ミャンマー、カンボジア、ウズベキスタンが高いです。
- このうち、農業分野は失踪者数434人、失踪率1.4%となっています。

## 2

## 失踪の主な原因と対策

### 原因①

### SNS等で勧誘され、条件（賃金）が良かったから

### 対策

実習生を勧誘する仲介者は全て違法ブローカーだと教育する必要があります。また、現在の待遇に不満が無ければ、このような勧誘に応じる可能性も大幅に減少します。そのためには、満足度や就労意欲を高めるような工夫をしましょう。

### 労働意欲を高める工夫

- キャリアパスを提示し、各段階での目標を設定しましょう。仕事の意欲が高まり達成感も得やすくなります。
- 公平でわかりやすい評価制度を作成し、スキルアップ等を通じて昇給等を行いましょ。努力すれば報われるという実感を得やすくなります。

### 原因②

### 給料が思っていたより安かったから（残業が少なかったから）

### 対策

選考時に、給与はもちろん寮の家賃、その他の給与から控除するものについて、しっかりと説明しましょう。給与については、自社の平均的な残業時間も含めて説明し、手取り金額で説明することが重要です。また、相手の目標貯金額等も把握し、それが自社で達成させることができるか判断しましょう。

### 原因③

### 業務内容が賃金に見合わないから

### 対策

選考時に、作業内容の説明をしっかりと行います。写真はもちろん、動画等を見せることにより相手の理解が進み、ミスマッチを事前に防げます。

### 原因④

### ハラスメントの被害を受けたから

### 対策

セクハラ、パワハラ等の各種ハラスメントの発生は、失踪はもちろん早期離職の原因ともなります。社内でハラスメントが発生しないよう教育を徹底しましょう。

## その他の対策

- 小さな不平・不満でもいくつも重なれば失踪や途中帰国に繋がります。そのため、日頃からコミュニケーションを取り、ストレスが溜まらないように配慮しましょう。
- 人前で怒られるという経験をしたことがない外国人はたくさんいます。そのため、人前で怒られることは自分に対する侮辱だと感じることもあります。相手の文化に配慮した行動をとりましょう。
- 失踪のリスクをしっかりと理解させましょう。
- 実習生間（日本人従業員を含め）の喧嘩やハラスメント等による人間関係の悪化は、「やむを得ない転籍」の要件を満たす場合があります。監理団体とも相談し、場合によっては転籍も考慮しましょう。
- 失踪前にはいくつかの兆候が見られます。兆候が見られた場合には、しっかりと話し合いを行いましょう。

### 【失踪者の事前兆候】

- 仲間からの孤立（一人で行動することが多くなる）
- 外部の人との接触機会の増加（電話や訪問等）
- 私物の整理（母国に荷物を送る、国内のどこかに荷物を送る）
- 海外送金の変化（海外送金の額が増える、海外送金が減る）
- 休みがちになる（遅刻・早退含む）



# 3

## 失踪が発生したら

① 事故に遭った可能性を含め所在確認に努めてください。

② 監理団体や送出し機関に連絡してください。

③ 本国の家族にも確認します。

④ 寮を点検し、荷物等の状況を確認します。

⑤ 所在確認ができない、電話・SNS が着信拒否になっている等、失踪の可能性が高くなったら、最寄りの警察署に届け出てください。あわせて、外国人技能実習機構や出入国在留管理局等の関係機関に報告してください。

⑥ 未払い賃金がある場合は、支払う義務があります。口座振込みの場合は、給料支払日にきちんと振り込んでください。現金支給の場合は、会社で保管します。

⑦ 失踪したからといって勝手に解雇することはできません。就業規則に行方不明期間の規定（「社員が行方不明となって 30 日を経過したときは退職として取り扱う。」等）があれば、その期間が経過した後、自動的に退職処理を行ってください。就業規則に規定がない場合、無断欠勤開始日に黙示の意思表示があったものとみなし、会社が退職日を決定してください。ただし、その間もあらゆる手段で本人と連絡を取るよう努めることが必要です。退職後に、社会保険等の脱退手続きを行ってください。

# 4

## 不法就労を防止しましょう！

失踪が無くならない根本的な要因の一つに、失踪した者が働ける場があることもあげられます。

外国人を雇う際には、必ず在留カードを確認し、ハローワークに「外国人雇用状況の届出」を行ってください。失踪者の中には、偽造した在留カードで身分を偽り働く者もいます。在留カードが偽造されたものかどうか簡単に確認できるアプリケーションもありますので、積極的に活用し事前に不法就労を防止しましょう。

### 不法就労となる3つのケース

<p><b>①不法滞在者等が働くケース</b></p>	<p>例) ・ 在留期限が切れた人が働く</p>
<p><b>②就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を得ていないのに働くケース</b></p>	<p>例) ・ 観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く ・ 留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く</p>
<p><b>③出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース</b></p>	<p>例) ・ 外国料理の調理師や語学学校の先生として働くことを認められた人が農場で働く ・ 留学生が許可された時間数を超えて働く ・ 他社の実習生や特定技能外国人が休日を利用して自社で働く（実習ビザ、特定技能ビザを持っている外国人でも許可なく働かせることはできません）</p>

不法就労の罰則は  
重たいです！  
3年以下の懲役・  
300万円以下の罰金



## 「外国人雇用状況の届出」について

すべての事業主は、外国人労働者（技能実習生、特定技能外国人を含む）を雇入れた際は、その外国人の氏名、在留資格、在留期間等についてハローワークへの届出が義務付けられています。詳細は、厚生労働省のHPでご確認ください。



## 「在留カード等読取アプリケーション」について

外国人雇用状況の届出に際しては、在留カード等の提示を求め、届け出る事項を確認することが法令で義務付けられています。アプリケーションを活用し、適正な対応を心がけましょう。



アプリケーションの  
入手はこちらから

パソコン端末  
Windows/  
Mac版



iPhone版



Android版



## お問い合わせ

### 「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 外国人技能実習機構 電話：03-3453-8000（コールセンター）
- 監理団体部（監理団体の許可に関すること） 電話：03-6712-1923
- 地方事務所・支所（技能実習計画の認定に関すること）

※【 】内は担当区域

● 札幌事務所【北海道】	電話：011-596-6470
● 仙台事務所【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】	電話：022-399-6326
● 東京事務所【栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県】	電話：03-6433-9211
● 水戸支所（東京事務所）【茨城県】	電話：029-350-8852
● 長野支所（東京事務所）【新潟県、長野県】	電話：026-217-3556
● 名古屋事務所【岐阜県、静岡県、愛知県、三重県】	電話：052-684-8402
● 富山支所（名古屋事務所）【富山県、石川県、福井県】	電話：076-471-8564
● 大阪事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】	電話：06-6210-3351
● 広島事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】	電話：082-207-3123
● 高松事務所【徳島県、香川県】	電話：087-802-5850
● 松山支所（高松事務所）【愛媛県、高知県】	電話：089-909-4110
● 福岡事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県】	電話：092-710-4070
● 熊本支所（福岡事務所）【熊本県、宮崎県、鹿児島県】	電話：096-223-5372

### 農業分野における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 一般社団法人 全国農業会議所 電話：03-6910-1125